

秋田県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

令和4年12月6日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県 道	高屋敷茶屋下線	A	能代市二ツ井町小掛字仙ノ台2番2地先から 字横澗13番1地先まで	4.00～ 16.78	0.161
		B	〃	7.00～ 21.60	0.172

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 供用開始の期日 令和4年12月6日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 能代市御指南町1番10号 秋田県山本地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和4年12月6日（火）から同月19日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）